省令

○外務省令第十号

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十六日

外務大臣　岩屋　毅

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第四項第五号中「有償の資金供与による協力」を「有償資金協力」に改める。

附　則

この省令は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○外務省令第一号
財務省令第一号

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十一号）の施行に伴い、独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十六日

外務大臣　岩屋　毅
財務大臣　加藤　勝信

独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年外務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「有償の資金供与による協力」を「有償資金協力」に改め、同条第三号中「無償の資金供与による協力」を「無償資金協力」に改める。

附　則

この省令は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○国土交通省令第五十六号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三十二条の二第三項及び第五十六条の規定に基づき、道路整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令

道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国土交通大臣の行う管理の公示等） **第十七条**　法第三十二条の二第三項の規定による通知及び公示は、次に掲げる事項について行うものとする。 一　道路の路線名 二　管理（法第三十二条の二第一項各号に掲げる管理をいう。以下この条において同じ。）の区間 三　管理の種類 四　管理の開始の日（当該管理の全部又は一部を完了したときにあつては、当該管理の完了の日） （証票の様式） **第十八条**　（略）	（新設） （証票の様式） **第十七条**　（略）